

## ★ インフルエンザにかかったら ★

◇インフルエンザの典型的な症状は、

高熱・咳・のどの痛み・筋肉痛などの症状が急激に出現します。

◇インフルエンザと診断されたら、出来るだけ早く学校に連絡してください。

☆ 欠席にはなりません。しっかり自宅療養してください ☆

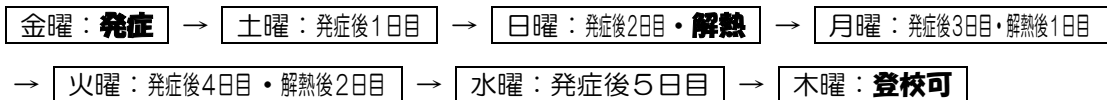
出席停止期間の基準は、

(平成24年4月1日改正)

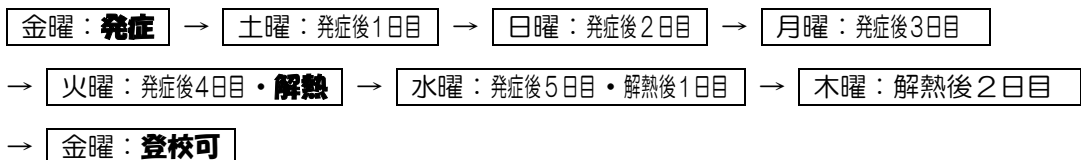
**発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで**

「発症した日の翌日」「解熱した日の翌日」をそれぞれ第1日目として算定します。

例1 金曜に発症し、日曜に解熱し、その後発熱がない場合



例2 金曜に発症し、火曜に解熱し、その後発熱がない場合



\* 医師から再受診の指示があった場合を除き、上記の「出席停止期間の基準」を満たして治癒後に再登校する場合は「医師による治癒の確認（診断書）」は不要です。

再登校後に「受診報告書（インフルエンザ）」を受け取り、保護者が記入し、抗インフルエンザウイルス薬の説明書等をつけて提出してください。

再登校可能な日がわかりにくい場合は、解熱した後に学校に電話で確認してください。

\* 上記の「出席停止期間の基準」より早く治癒し、他者への感染のおそれがないと医師が判断した場合は登校が可能となりますが、この場合は「医師による治癒の確認（診断書）」が必要です。（その場合、医療機関の定める費用がかかります。）